

(様式 1)

宮崎県福祉保健部健康増進課 母子保健・医療支援担当 行

※提出期限：令和8年1月30日（金）午後5時まで

（電子メール：kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp）

プレコンセプションケア等に関する広報・啓発業務

## 企画提案競技 参加申込書

令和 年 月 日

会社名	
代表者名	
担当者名	(部署名) (役職名) (氏名)
連絡先 (担当者)	(電話) (FAX) (メール)

(様式2)

令和 年 月 日

## 辞 退 届

宮崎県知事 殿

応募者

所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名

印

「プレコンセプションケア等に関する広報・啓発業務」の企画提案競技に参加申込しましたが、  
都合により辞退します。

令和 年 月 日

宮崎県知事 河野 俊嗣 殿

所在 地	
事業者名	
代表者名	印

## 誓 約 書

当社は、プレコンセプションケア等に関する広報・啓発業務に係る企画提案競技実施要領の「4 参加資格」のうち、下記（1）から（8）までの要件を全て満たしていることを誓約いたします。

### 記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 宮崎県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (5) この公告の日から委託候補事業者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、同種、同規模以上の業務の実績を有する者であること。

宮崎県知事 河野俊嗣 殿

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

## 特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

### 1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6ヶ月以内の領収証書の写しを添付してください。

6ヶ月以内の領収証書の写しを添付してください。

### 2 添付する領収証書の写しがない場合等

#### (1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

#### (2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印

- 当社は令和 年 月 日現在、宮崎県内に事業所がなく、従業員も居住しておりません。

#### (3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

(様式5)

宮崎県福祉保健部健康増進課 母子保健・医療支援担当 行

(電子メール : kenkozoshin@pref.miyazaki.lg.jp)

※提出期限 : 令和8年1月28日(水)午後5時まで

プレコンセプションケア等に関する広報・啓発業務  
企画提案競技に関する質問票

令和 年 月 日

団体の名称	(フリガナ) _____
(質問内容)	
担当者氏名 及び連絡先	部 署 名 : 担 当 者 : 電 話 : F A X : E-mai l :

- 注) ・ 質問内容は、要点を簡潔に記載すること。  
また、実施要領などの資料名(ページ)などを掲げ、質問内容を明確にすること。  
・ この質問票は、メールで送付すること。